



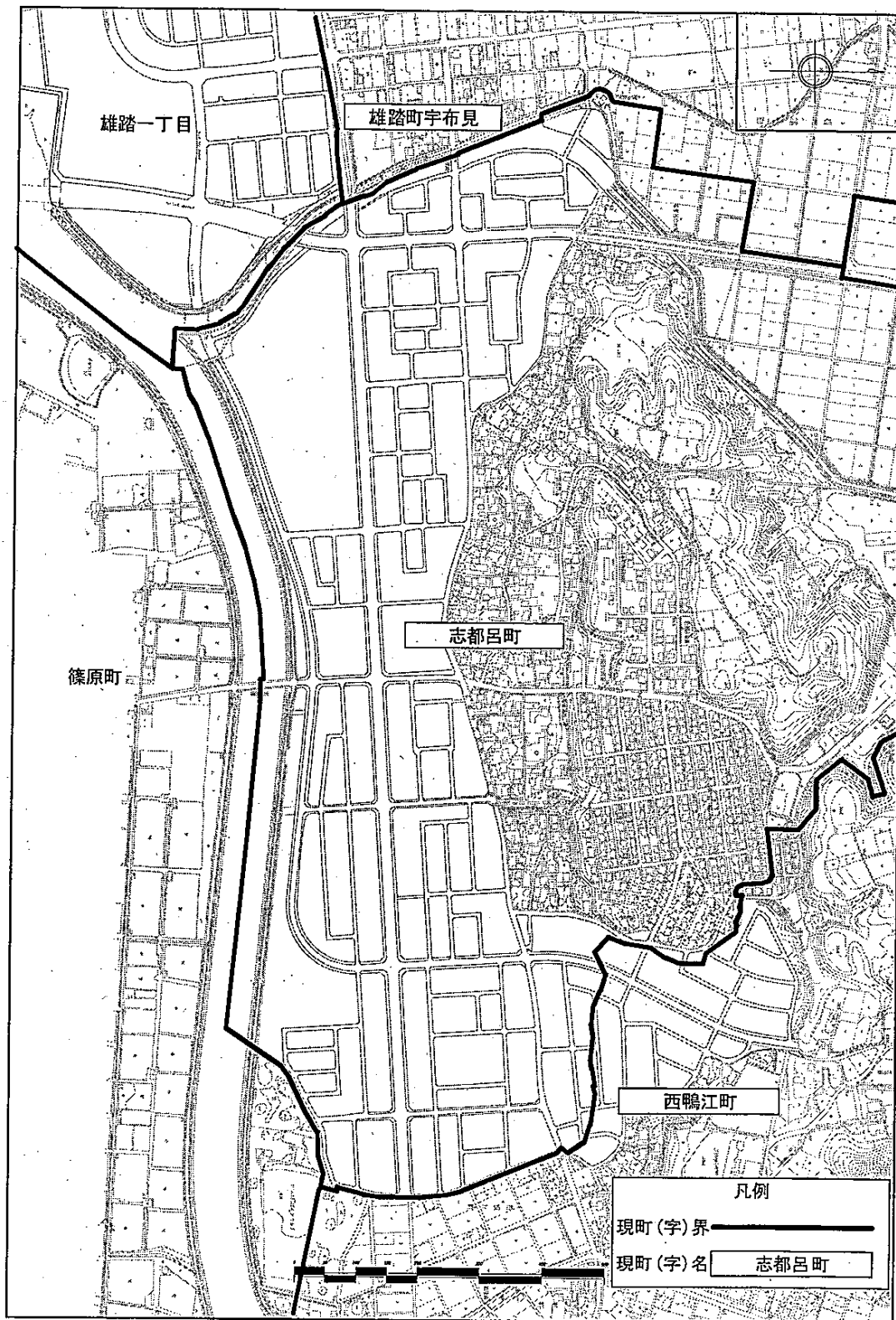
浜松市告示第347号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年11月1日から本市内の別図1に示す町及び字の区域を別図2に示すとおり変更し、住居表示実施区域の小字を廃止することについて、同条第2項の規定により告示する。

平成25年6月18日

浜松市長 鈴木 康 友

別図 1



別図2

